

「道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供装置」に関する協定書

北海道開発局帯広開発建設部長（以下「甲」という。）と幕別町長（以下「乙」という。）とは、「道の駅防災用備蓄資機材（以下「資機材」という。）及び情報提供装置」（以下「機器」という。）に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、資機材及び機器の使用並びに維持管理等に関する事項を定め、災害発生時の避難者の支援及び国道等の被災情報の提供並びに復旧作業の迅速化を図ることを目的とする。

（資機材及び機器の設置）

第2条 乙は、資機材の保管及び設置に必要な土地を甲に無償で提供することとし、甲は当該土地に防災用備蓄倉庫を設置し、甲又は乙が自ら購入した資機材をこれに搬入するものとする。

なお、甲の資機材の仕様、数量等は別表1のとおりとする。

2 乙は、道の駅施設内に機器の設置場所を甲に無償で提供することとし、甲は当該場所に機器を設置するものとする。

なお、機器の仕様、数量等は別表2のとおりとする。

（財産の帰属）

第3条 防災用備蓄倉庫、資機材、機器は、原則として設置又は購入に要する費用を負担した甲又は乙に財産としてそれぞれ帰属するものとする。

（資機材の貸与等）

第4条 甲は、災害発生等の緊急時に別表1の資機材を乙が使用したいときは、乙に貸与するものとし、その際に乙は、電話連絡によりあらかじめ甲の承諾を得ることとする。

なお、甲及び乙は、事務手続き等を別添資料1により行うこととする。

2 甲は、資機材使用のため、道の駅敷地内等へ立ち入ろうとするときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

3 甲の資機材の使用については、甲を優先するものとする。ただし、被災状況、緊急性等に応じ、甲乙協議のうえ乙が優先的に使用することとした場合は、この限りではない。

4 乙は、資機材の使用に当たって、慎重かつ適正に取り扱うこととする。

5 第1項により乙が使用する甲の資機材のうち消耗資材以外については無償貸与とし、消耗資材については、同等品の資材を同数、乙が返納することとする。ただし、国道の復旧に要した場合は、この限りではない。

6 乙が使用する資機材の運転に必要な燃料、運搬車両については、乙が用意し、その費用を負担するものとする。


7 乙の使用により防災用備蓄倉庫及び資機材に故障、損傷が生じた場合は、乙の責によ

り修理を行うこととする。

- 8 乙が、資機材使用により第三者に損害を与えた場合は、乙がその賠償の責を負うものとする。
- 9 甲が、乙以外の近隣市町村、警察署及び消防署等に自らの資機材を貸与する場合、乙は甲の要請に応じ防災用備蓄倉庫の解錠等の作業を行うものとする。

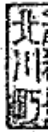
(資機材の維持管理)

第5条 資機材及び防災用備蓄倉庫の維持管理（保守点検、修理、移設、交換）に要する費用は、甲が負担することとする。

- 2 防災用備蓄倉庫の鍵は、甲、乙双方で厳重に保管することとする。
- 3 乙は、必要に応じ次に掲げる管理を行うものとする。
 - (1) 防災用備蓄倉庫の施錠
 - (2) 防災用備蓄倉庫内の換気及び清掃
 - (3) 資機材状況、数量の点検、確認
- 4 乙は、防災用備蓄倉庫及び資機材に異常を確認した場合は、その旨を甲に連絡するとともに、立入防止等の応急対策を講じるものとする。

(機器の維持管理等)

第5条 甲は、機器が正常に機能するよう機器の保守点検、修理、その他必要な維持管理を行うものとする。

- 2 乙は、次に掲げる日常管理を行うものとする。
 - (1) 機器の電源の「入」・「切」の操作
 - (2) 機器の清掃
 - (3) 機器の動作確認
- 3 乙は、機器に異常が発生したときは、その旨を甲に連絡するとともに、安全対策及び利用者への案内掲示などの応急的な対応を行うものとする。

(機器の改良等)

第6条 機器の改良、交換又は移設の必要が生じた場合は、あらかじめ甲乙協議しなければならない。

(機器の経費の負担)

第7条 乙は、次項に定める経費を負担するものとする。

- (1) 機器に係る電気料及び放送受信料
- (2) 第5条2項及び3項に係る費用
- (3) 第6条の協議により、乙の負担が認められた部分の費用

(防災用備蓄倉庫及び機器の設置期間)

第8条 第2条の規定に基づき設置した防災用備蓄倉庫、資機材及び機器の設置期間は、設置した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに

甲又は乙のいずれからも申出のないときは、この期間を1年間延長し、その後も同様に扱うものとする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、協議の上、必要に応じこの協定を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により協定を解除したときは、甲の負担により防災用備蓄倉庫、資機材及び機器の撤去を行うものとする。

(協定外の事項)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

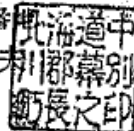
協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月11日

甲
住 所 帯広市西4条南8丁目
氏 名 帯広開発建設部長 大内 幸貞



乙
住 所 中川郡幕別町本町130番
氏 名 幕別町長 岡田 和夫



別表 1

防災用備蓄資機材一覧表

No	品 目	規 格	単 位	数 量	備 考	型番等	メーカー名
1	発動発電機	インバータ 一防音 3.8KVA	台	8		GF3800ISE	ヤンマー(株)
2	ガソリン携行缶	10L 350*165*294	個	3		KS-10Z	小林物産(株)
3	コードリール	屋外用30m	個	4		GE-30K	(株)ハタヤリミテッド
4	トイレ用テント	W120*D120*H 200cm	個	10		パーソナルテン ト (PTAM)	(株)イーストアイ
5	非常用便器	W295*D315*H 410mm	個	20		プラダントイレ	まいにち(株)
6	備蓄用トイレ	W540*D300*H 200mm	箱	1		マイレットS500 (500回分)	まいにち(株)
7	スロープ	W84*L87.5cm	個	1	車椅子用段差 解消スロープ	M.P.	ケアメディック(株)
8	防災備蓄倉庫	W450*H220* L275cm	棟	1			(株)ナガワ
9	バルーンライト (発 電機付き)		台	5		LB1130FBG-1	ヤンマー建機販売(株)
10	バルーンライト	1365*1572* 1837mm	台	2		LB42BW-1	ヤンマー建機(株)
11	ランプ	水銀ランプ 100W	個	6		HRF100X	岩崎電機(株)
12	ランプホルダー	リード線 1.8m E26口金 白	個	6		HK0/W-L14	岩崎電機(株)
13	ランプ取付用パイ ス	赤色仕上げ 投光器用	個	6		F3/O	岩崎電機(株)
14	ランプ用安定器	100W用	個	6		H1TC1A(B)351	岩崎電機(株)

■設置場所

「道の駅」忠類敷地内

■所在地

中川郡幕別町忠類白銀町 383 番地

別表 2

道路情報提供装置一覧表

No	品 目	規 格	単 位	数 量	備 考	型番等	メーカー名
1	プラズマディスプレイ	50V型(16:9)W 1210×H724× D89	台	1	消費電力465W 重量33kg AC100V±10%	TH-50PF50	パナソニック㈱
2	映像コントローラ	コンテンツ映 像出力用	台	1			パナソニック㈱
3	道の駅端末装置	W860×H2200 ×D400	台	1	ディスプレイラッ ク 一体型	SD29062-1	沖電気工業㈱

■設置場所 「道の駅」忠類 施設内

■所在地 中川郡幕別町忠類白銀町 383 番地

